

◎地域再生法の一部を改正する法律

(令和元年一二月六日法律第六六号)

一、提案理由 (令和元年十一月一二日・衆議院地方創生に関する特別委員会)

○北村国務大臣 お時間を頂戴し、ありがとうございます。

地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の二法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

初めに、このたび政府から提出いたしました地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、二〇〇八年をピークとして人口減少局面に入っております。二〇四〇年には総人口が一億一千万人程度まで減少すると見込まれております。また、二〇一八年の高齢化率は過去最高の二八・一％を記録しており、高齢者人口は、二〇四〇年ごろにピークを迎えると見込まれるなど、急速に人口減少と高齢化が進んでおります。

こうした中で、高度経済成長期を中心に集中的に整備された住宅や公共施設などの既存ストックについて、地域の特性に即した再編や利活用を図り、人口減少社会に対応した、安心して住み続けられる魅力的なまちづくりを推進することが喫緊の課題となっております。また、U I J ターンによる起業・就業者創出のための支援にあわせて、移住先の魅力ある環境の整備を進めることなど、地方への新しい人の流れを大きくすることも重要です。

この法律案は、このような状況を踏まえ、人口減少社会に対応した既存ストックの活用による多世代共生型の町の形成を図り、地方の魅力を向上させることを目的とするものです。そのため、居住者の高齢化等の課題を抱える住宅団地について、高齢者や女性を含めた多様な住民が安心して住み、働き、交流できる場として再生を図る地域住宅団地再生事業、そして、空き家とこれに付随する農地、いわゆる農地つき空き家等を活用した移住促進の取組を推進する既存住宅活用農村地域等移住促進事業、そして、民間の資金等を活用した公的不動産の有効活用の取組等を支援する民間資金等活用公共施設等整備事業を創設することといたしております。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、次の措置を追加することとしております。

第一に、地域住宅団地再生事業に対する建築物の建築等の許可、介護保険の事業者の指定及び道路運送事業の許可等の手続の特例等を追加することとしております。

第二に、既存住宅活用農村地域等移住促進事業に対する都市計画法等による処分についての配慮及び農地等の権利移動の許可の手続の特例を追加することとしております。

第三に、民間資金等活用公共施設等整備事業に対する株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例を追加することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

…………… (略) ……………

以上が、地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上であります。ありがとうございました。

二、衆議院地方創生に関する特別委員長報告（令和元年十一月二日）

○山口俊一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、地方創生に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地域再生法の一部を改正する法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域住宅団地再生事業に対する建築基準法等の特例及び民間資金等活用公共施設等整備事業に対する株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例を追加する等の措置を講じようとするものであります。

…………… (略) ……………

地域再生法の一部を改正する法律案は、第百九十八回国会に提出され、継続審査となっていたものであり、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、去る十一月十二日本委員会に付託されたものであります。

委員会におきましては、同日両案について北村国務大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日に質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和元年十一月十九日）

（構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令元法六五）の附帯決議と一括して掲載）

三、参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員長報告（令和元年十二月二日）

○佐藤信秋君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、地方創生及び消費者問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地域再生法の一部を改正する法律案は、地域の活力の再生を推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域住宅団地再生事業に対する建築基準法等の特例及び民間資金等活用公共施設等整備事業に対するPFI推進機構の業務の特例を追加する等の措置を講じようとするものであります。

…………… (略) ……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、住宅団地再生の効果的な推進、PFI推進機構に業務の特例を追加する意図、酒類の製造免許の在り方及び今後の課題

等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

両法律案について質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の大門委員より両法律案に反対、れいわ新選組の船後委員より地域再生法改正案に反対、構造改革特別区域法改正案に賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。